加賀市議会モニター設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民からの意見、提案等を広く聴取することにより、市民ニーズを反映した議会運営を図るために設置する議会モニターについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「会議」とは、本会議及び委員会をいう。

(職務)

- 第3条 議会モニターの職務は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 会議(非公開で行われるものを除く。)を傍聴し又はインターネットを利用して視聴し、 当該会議の運営に関する意見、提案等を文書(電子メールを含む。以下この条において同じ。) により提出すること。
 - (2) 議会だより、議会ホームページ等の広報に関する意見、提案等を文書により提出すること。
 - (3) 市議会の運営に関する調査事項に回答すること。
 - (4) 議会モニター会議に出席し、市議会議員と1年に1回以上、意見交換を行うこと。
 - (5) その他議長が必要と認めたこと。

(資格)

- 第4条 議会モニターは、次の各号に定める要件のすべてを満たす者とする。
 - (1) 市内に住所を有し、又は市内に勤務する者であること。
 - (2) 18歳以上の者であること。ただし、学生を除く。
 - (3) 国及び地方公共団体の議会の議員でないこと。
 - (4) 常勤の国家公務員及び地方公務員でないこと。
 - (5) 市の各種行政委員会の委員でないこと。
 - (6) 市議会の仕組み及び運営に関心があること。
 - (7) 市政及び地域社会の発展に関心があること。

(任期)

第5条 議会モニターの任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日までとする。

(委嘱)

第6条 議会モニターは、一般市民によるモニター(以下「一般モニター」という。)及び団体か

ら推薦された者によるモニター(以下「団体モニター」という。)により構成するものとし、委嘱は、次に掲げる方法による。

- (1) 一般モニターは、公募によることとし、議長が適当と認める者を委嘱する。
- (2) 団体モニターは、議長が適当と認める団体から適任者として推薦された者を委嘱する。
- 2 議長は、前項の議会モニターの委嘱に当たっては、年齢、性別、居住地等に著しい偏りが生じないよう配慮するものとする。

(提出された意見等の処理)

- 第7条 議長は、議会モニターから意見、提案等が提出されたときは、議会活性化特別委員会に 送付し、その対応について検討させるものとする。
- 2 議会活性化特別委員会は、前項の規定による検討結果を取りまとめ、文書で議長に報告するものとする。

(解嘱)

- 第8条 議長は、議会モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、当該議会モニターを解嘱できるものとする。
 - (1) 第4条に規定する資格を失ったとき。
 - (2) 第3条に規定する職務が遂行できなくなったとき。
 - (3) 議会モニターから辞職の申し出があったとき。
 - (4) その他議長が解嘱する必要があると認めたとき。

(謝礼)

第9条 議会モニターに対する謝礼は、議長が別に定める。

(庶務)

第10条 議会モニターに関する庶務は、議会事務局において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附則

この要綱は、公表の日から施行し、平成31年度の議会モニターから適用する。